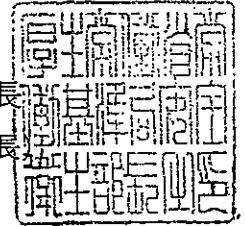


基安発 1222 第1号
平成 23 年 12 月 22 日

東京電力株式会社

取締役社長 西澤俊夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)



東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について

東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)における緊急作業に係る安全衛生管理対策については、平成 23 年 5 月 23 日付け基安発 0523 第 1 号「福島第一原子力発電所における緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(以下「0523 通知」という。)により通知しているところですが、平成 23 年 12 月 16 日に「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ 2 が完了するとともに、平成 23 年 12 月 16 日付けで「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令(厚生労働省令第 147 号)」が施行され、被ばく限度を 250 ミリシーベルトとした特例省令が一部の経過措置対象者を除き廃止されたところ
です。

については、貴社においては、引き続き、下記により発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理対策を強化し、貴社における関係請負人を含めた放射線業務及び各種工事に係る総合的な安全衛生管理対策に万全を期すよう求めます。

なお、本通知の内容について、発電所構内において放射線業務及び各種工事を行う事業者にも周知願います。

おって、0523 通知、平成 23 年 6 月 27 日付け基安発 0627 第 2 号「東京電力福島第一原子力発電所における関係請負人の管理状況の把握について」(以下「0627 通知」という。)、及び平成 23 年 11 月 24 日付け基安発 1124 第 1 号「東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に向けた各種工事における労働災害防止対策の徹底について」は、本通知をもって廃止します。

記

第1 趣旨

労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である東京電力福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）、発電所施設の管理を実施している発電所、東京電力本店（以下「本店」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本店、安定化センター、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。

第2 対象

本通知は、発電所構内において実施する放射線業務及び各種工事を対象とする。

第3 安全衛生管理体制の確立

1 東京電力として実施すべき事項

発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき各事業者を実施義務があるが、放射線業務及び各種工事の実施において、東京電力が自ら行う作業について、数次の請負契約のもとに複数の事業者の労働者が同一の場所の作業場所で作業を行う場合、安定化センターの長、発電所の長（以下「発電所長」という。）は、関係請負人が事業者として実施する措置が的確に行われるよう同人を指導又は援助するとともに、放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、以下の事項を実施すること。

(1) 発電所における安全衛生統括者の選任等

発電所長は、発電所構内における放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、本店発電所責任者、安定化センターの長と協議のうえ、安全衛生統括者を選任し、同人に以下の(3)から(6)に掲げる事項を実施させること。

(2) 工事安全施工管理者の選任

発電所長は、原発各種工事の安全を担当する工事安全施工管理者を選任し、その者に安全衛生統括者を補佐し、以下の(3)から(5)に掲げる事項のうち技術的事項を管理させること。また、発電所における各種工事の担当者を統括させ、特に危険な作業の実施の場合には、工事担当者による工事監理の際等に、工事監理及び被ばく管理に加え、現場における安全確保措置についても必要な指導を実施させること。

なお、工事監理には、放射線管理部門、災害復旧担当部門だけでなく安全衛生管理部門の担当者を積極的に関与させること。

(3) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。

ア 安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(4)から(6)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合におけるすべての関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(4) 放射線業務及び各種工事を行うすべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等

ア すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催し、安全衛生統括者、工事安全施行管理者及び関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者を参加させること。

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。

・本店、安定化センター、発電所と関係請負人間の調整に関すること

・外部放射線量及び空気中の放射性物質の濃度に係る作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業上の注意事項に関すること

・個々の請負関係を越えての近接工事实施の際の情報共有及び協力の推進、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等、各種工事における安全確保措置の充実に関すること

・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること

・作業計画(労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。)の作成又は改善に関すること

・放射線業務及び各種工事中における合図、警報等の統一に関すること

・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(5) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう適切な資料・情報を提供するほか、必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること。

イ 関係請負人が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画については、あらかじめ内容の確認を行うこと。

ウ イの確認に当たっては、安定化センター又は発電所の放射線管理部門が被ばく管理方法について重点的に確認を行い、必要な場合には作業計画の改善等について指導又は援助を行うこと。

エ 関係請負人が関係労働者に作業計画の周知を図るよう指導すること。

(6) 被ばく状況の把握

第4の2の事項を実施すること。

2 元方事業者が実施する事項

放射線業務及び各種工事において、東京電力が発注業務及び設計管理のみを行う場合、本店、安定化センター又は発電所から直接仕事を請け負った事業者は元方事業者として、1の(3)から(5)を実施することとなるが、この場合においても、本店発電所責任者、安定化センターの長、発電所長は、放射線業務及び各種工事の特殊性にかんがみ、1の(2)、(4)及び(6)については、元方事業者と緊密な連携の上、安全衛生統括者に実施させること。

第4 被ばく管理及び安全衛生教育の強化

1 被ばく情報管理の一元化

発電所構内において放射線業務及び各種工事に従事する労働者全員について、労働者基本情報及び被ばく線量情報を管理するためには、情報を一元的に管理することが必要である。このため、関連情報を一元的に管理する組織(以下「一元管理組織」という。)を特定することにより、情報の統合を確実にすること。

2 放射線業務及び各種工事従事者の発電所構内への入退所管理機能の強化

発電所に立ち入るすべての労働者をもれなく把握するため、入退所を管理する場所を設置し、発電所構内に立ち入るすべての労働者の入退所を確実に実施すること。

(1) 労働者の基本情報の入手

発電所で放射線業務及び各種工事を行うすべての事業者から、所属する労働者の基本情報(項目は、別添の1参照)の提出を求め、それを保存すること。

(2) 新規入場者教育の実施

発電所において初めて放射線業務及び各種工事に従事するすべての労働者に対して、放射線による有害性、保護具等の性能及び取扱方法、作業手順、事故時等における応急措置及び待避に関すること、その他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を労働者の基本情報に追記すること。

(3) 入構証等の発行及び入退所管理

新規入場者教育を修了した者に対して、ID番号及び写真の付された入構証等を発行し、ゲートの入場時刻、退場時刻をID番号に対応させて記録すること。

なお、入構証等は、社員証等、個人が特定できる番号等及び写真が付された既存の証明書等で代替しても差し支えないが、入構証等を発行できる者は、東京電力の当該作業の責任者及び元方事業者のみとすること。

(4) 一元管理組織への情報の伝達

(1)から(3)の情報を一元管理組織に速やかに伝達すること。

3 確実な被ばく線量情報の記録

(1) 発電所構内への入退所管理者は、放射線業務及び各種工事に従事する労働者の個人

線量計の外部データ(項目は、別添の2参照)を、1日ごとにID番号に対応させて記録し、情報を一元管理組織に伝達すること。

(2) 発電所敷地内への入退所管理者は、(1)の記録を、1日ごとに労働者に書面で通知すること。

(3) 平成23年12月16日付け基発1216号第1号通達の記の3により、電離則第7条の緊急被ばく限度(100ミリシーベルト)が適用されるとされている作業(発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業)(以下「特定高線量作業」という。)に従事する者が、1月ごとに1回、内部被ばくを測定できるよう測定期限が迫っている者に対し通知することが可能な管理を行うとともに、測定結果を速やかに一元管理組織に伝達すること。

4 一元管理組織による情報の統合及び通知

(1) 労働者基本情報、被ばく情報の統合

一元管理組織は、労働者基本情報、被ばく情報をID番号別に対応させて統合し、累積線量を積算すること。

(2) 事業者及び労働者への通知

一元管理組織は、統合された、すべての放射線業務及び各種工事に従事する労働者の被ばく線量の累計を、外部被ばく線量については1週間ごとに1回、外部被ばく及び内部被ばくを合算したものについては1月ごとに1回、放射線業務及び各種工事を行う事業者に対して文書で通知するとともに、伝達を受けた事業者は、累積線量を速やかに所属労働者に文書で通知するとともに、保存すること。

第5 その他の留意事項等

1 特定高線量作業中の立入禁止措置等

特定高線量作業に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理するとともに、特定高線量作業者であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。

2 特定高線量作業従事後の被ばく限度等について

(1) 被ばく限度について

平成23年4月28日付け基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について」(以下「0428」通知という。)の記の1の「特にやむを得ない緊急作業」とは、特例省令による250ミリシーベルトの被ばく

限度が適用されていた作業であり、ステップ2完了日以降に特定高線量作業に従事した労働者のその後の特定高線量作業以外の放射線業務(以下「通常作業」という。)への従事については、当該特定高線量作業に従事した期間を含む期間における被ばく線量の合算が、1年間につき50mSv、かつ5年間につき100mSvを超えないように管理すること。

(2) 労働者への処遇、配置等への配慮について

250 ミリシーベルトの被ばく限度が適用されていた作業及び特定高線量作業で一定線量以上被ばくした労働者については、0428 通知及び上記(1)により一定期間被ばく限度の管理を行うとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日公示)により健康管理を行うことが必要となるが、これら労働者がこれにより不利益な取扱がなされることのないよう、十分配慮するとともに、その処遇、配置等については、本人の意向を十分に尊重し、かつ、その労働にふさわしいものとなるよう、誠意ある対応を図ること。

3 臨時健康診断等

平成23年12月16日付け福島労基発第2340号及び2341号に基づき、臨時の健康診断等を確実に実施するとともに、作業開始前の労働者の体調確認、持病等を有する者に対する医師又は保健師による保健指導等を行い、労働者の健康確保に万全を期すこと。

第6 厚生労働省への報告

1 事故等の報告

本店発電所責任者、安定化センターの長、発電所長は、放射線業務及び各種工事において労働災害等(医療施設において治療が必要なもの等の健康異常を含む。)が発生したとき、火災又は爆発の事故、放射性物質若しくは放射性物質に汚染されたものの漏出又は異常被ばくが発生したとき、発電所構内に空間線量率が非常に高い場所を新たに発見したときなどは速やかにその旨を富岡労働基準監督署に報告(様式任意)すること。

2 安全衛生統括者の選任の報告

安全衛生統括者を選任した場合、発電所長は、その旨を富岡労働基準監督署に報告(様式任意)すること。また、変更した場合も同様に報告すること。

3 放射線作業の報告

(1) 安全衛生統括者は、発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事のうち、労働者の被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合には、あらかじめ(突発事態に対する対応等、状況を把握してから24時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに)、様式第1号により、元方事業者ごとに、建屋又は施設別に区分けして、工事(作業)件名ごとに「東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届」を、富岡労働基準監督署長に提出すること。

また、当該作業終了後にあつては、従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び

総実効線量について、速やかに富岡労働基準監督署に報告(任意様式)すること。

(2) 元方事業者は、安全衛生統括者が提出する作業が、特定高線量作業に該当するものと判断するものについて様式第1号の2の「特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票」に当該作業に従事する労働者の名簿を添付して届け出るものとする。

(3) 上記第4の2の入退所を管理する場所を移設しようとする場合には、あらかじめ、移設の時期、移設する場所、移設する設備の内容、配置について、富岡労働基準監督署に報告すること。

4 労働者の被ばく線量の報告

(1) 本店の管理者は、発電所構内で放射線業務又は特定高線量作業に従事したすべての労働者の被ばく線量の累計を、毎月末日に、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、報告の際は、特定高線量作業従事者とそれ以外の者について、区分して報告すること。

(2) 本店の管理者は、廃止省令の附則第2条に規定される経過措置適用者について、(1)の報告に併せて、毎月末にその被ばく状況を報告すること。

5 元方事業者による管理状況報告

東京電力が、発電所で行う放射線業務及び各種工事のうち、自ら行う仕事の一部を請け負わせた場合、次に示す項目について、平成24年1月分より、様式第2号により毎月、当該月分をとりまとめ、当該月中に放射線業務及び各種工事を実施した、すべての関係請負人が記載された請負体系図(任意様式)を添付の上、翌月10日までに富岡労働基準監督署に報告すること。なお、平成23年12月分については、廃止前の0627通知に基づき、平成24年1月10日までに富岡労働基準監督署へ報告すること。

(1) 当該月中に実施中の放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

(2) 当該月の末日(当該日)に放射線業務及び各種工事に従事した、①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数

6 安全衛生管理状況の報告

発電所長は、第3、第4の措置の実施状況について、平成24年1月から3月分より、様式第3号により四半期ごとに1回、富岡労働基準監督署に提出すること。なお、平成23年12月分については、廃止前の0523通達に基づき富岡労働基準監督署へ提出すること。

7 関係通達の改正

平成23年10月14日付け基安発1014第3号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」(以下「1014通知」という。)の別添2から別添5を添付のとおりに改正する。

1 労働者基本情報

ID番号、所属事業場名、氏名、職種、生年月日、住所、電話番号、雇入年月日、直近の健診受診日（特殊、一般）、新規入場者教育実施日時

2 被ばく線量管理記録

(1) Jヴィレッジで線量管理を行っている労働者

ID番号、氏名、作業場所/作業概要、線量計番号、入所日時（発電所に向けて、Jヴィレッジのゲートを通じた日時）、退所日時（発電所から帰着し、Jヴィレッジのゲートを通じた日時）、線量計使用開始日時、線量計使用終了日時、使用終了時指示値（mSv）

(2) 発電所で線量管理を行っている労働者

(1)の項目に加え、Jヴィレッジから発電所までの移動中の被ばく線量（mSv）

(※) 線量管理場所がJヴィレッジから移設した場合は、Jヴィレッジを当該変更場所に読み替えること

東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届

事業の種類	元方事業場の名称	事業場の所在地		
作業の件名				
作業指揮者の 職 氏 名				
関係請負人の 名称及び所在地				
作業の場所				
作業の期間 (全体工期)	()	作業者数		
		元方事業場	関係請負人	合計
作業の概要	(作業規模:)			
放射線環境	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
放射線遮へい、 遠隔操作等の 被ばく防止の措置				
汚染防止の措置				
保護衣及び 保 護 具				
放射線測定器		警 報 計 (警報設定値)	()	
熱中症予防措置等				
事故等発生時の 避難等の措置				
放射線環境の 監視の方法	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
推定実効線量	平均実効線量 (mSv)		備 考	
	最高実効線量 (mSv)			
	総実効線量 (人・mSv)			

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

発注者として上記作業届を確認しました。

東京電力担当者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「元方事業場」の欄は、東京電力（株）が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力㈱福島第一原子力発電所）を記載し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記載すること。
元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記載すること。
- 3 「作業指揮者職氏名」の欄は、元方事業場の職員であって実際に作業指揮を行う者の職氏名を記載すること。
- 4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力㈱から発注された名称を記載すること。
- 5 「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、全ての関係請負人を記載すること。
- 6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1ヶ月を超えないこと。発注された工期が1ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記載すること。
- 7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。括弧内に作業規模（一日当たりの作業者数×一日当たりの作業時間×作業日数）を記載すること。また、当該作業が平成23年12月16日付け基発1216第1号通達の記の第3（1）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、別途付票を添付すること。また、東京電力（株）が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記載した書類を添付すること。
- 8 「放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置」については、有効な放射線防護衣の着用、被ばくを低減するための作業工程、作業場所までの移動方法の検討結果、作業時間の設定、モックアップによる訓練の実施予定等を含め、可能な限り具体的に記載すること。
- 9 「汚染防止の措置」については、汚染水、汚染空気、汚染物等の事前の除去、除洗の実施方法等も含め、可能な限り具体手的に記載するほか、万一、汚染が発生した場合の対処方法を記載すること。
- 10 「放射線環境」については、原則として、最新の外部放射線による実効線量の測定結果マップ（作業場所の図面と兼ねても可。）を添付すること。
- 11 「汚染防止の措置」の欄は、汚染拡大防止措置、汚染された物の取扱い及び処理の方法等について可能な限り具体的に記入すること。
- 12 「熱中症予防措置等」には、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記載するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離等について記載すること。
- 13 「事故等発生時の避難等の措置」には、事故等が発生した場合の警報の方法、緊急に必要なある応急措置、避難経路、被災者の緊急搬送の方法等について記載すること。避難場所及び避難経路を記載した図面を添付すること。
- 14 「放射線環境の監視の方法」の欄は、測定器、測定の方法、測定の頻度等について記入すること。
- 15 「備考」の欄は、その他特記すべき事項、参考となる事項を記入すること。
- 16 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票

作業の名称及び受付番号がある場合は受付番号：

1-1 作業場所（注：作業場所の位置関係がわかる図面を添付すること。線量率の分布図で作業場所を把握できる場合は省略可）

監督署記載欄

原子炉施設
 蒸気タービン施設
 これらの周辺

の区域ある。

1-2 作業場所の線量率： _____ mSv/h （注：作業場所の線量率の分布図を添付すること。）

監督署記載欄： 0.1mSv/h 以上である。

2. 作業の概要

(概要)

原子炉容器又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能を維持する作業である。

設備等の名称：

設備等の種類 注水による冷却機能を維持するための設備

上記機能を維持するための設備等の

運転 保守
 修理 取替
 機器の追加
 その他 ()

の作業である。

放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能を維持する作業である。

設備の名称：

設備の種類 汚染水処理機能を維持するための設備
 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壌に漏出することと防止するための機能を維持するための設備（海水循環装置、遮水壁、汚染物質保管コンテナ等）
 水素爆発の防止のための窒素封入機能を維持するための設備
 その他()

上記設備の

運転 保守
 修理 取替
 機器の追加
 その他 ()

の作業である。

監督署記載欄：上記により、特定高線量作業であるものと

確認する。

確認できない。

元方事業者による関係請負人等の状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの関係請負人等の状況について、次のとおり報告します。

- 平成 年 月中に実施した東京電力福島第一原子力発電所構内における放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

- 平成 年 日^(注)に原発事故収束作業に従事した事業者及び労働者の数

	事業者	労働者
元方事業者	—	()人
関係請負人	()社	()人
1次	()社	()人
2次	()社	()人
3次	()社	()人
4次	()社	()人
5次	()社	()人
6次	()社	()人

(注) 当該月の末日の状況について記入すること。ただし、末日が土日または祝日の場合には、その直前の日（土日または祝日を除く）について報告すること。

東京電力福島第一原子力発電所構内における安全衛生管理状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(第 四半期)の
安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 安全衛生管理体制

- (1) 安全衛生統括者の職氏名：
 (2) 工事安全施工管理者の職氏名：
 (3) 元方事業者の安全衛生管理を行う者の職氏名：
 (4) 安全衛生管理体制

福島第一原子力発電所	組織名	人数	
放射線管理担当		専任 人	併任 人
工事安全施工管理担当		専任 人	併任 人
安全衛生委員会担当		専任 人	併任 人
安全衛生教育担当		専任 人	併任 人
作業計画審査担当		専任 人	併任 人
熱中症対策担当		専任 人	併任 人
安全衛生協議会担当		専任 人	併任 人

(5) 健康管理体制

福島第一原子力発電所	医師	看護師等
医師・看護師等の人数	人 (内 精神科医 人)	人

医師・看護師等の勤務時間		
--------------	--	--

Jヴィレッジ	医師	看護師等
医師・看護師等の人数	人(内 精神科医 人)	人
医師・看護師等の勤務時間		

2 東京電力が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改善状況	改善月日

(2) 作業計画又は作業の作成状況

作業計画のうち被ばく管理上重要な部分を変更したものの又はその作業(工事)名	変更内容	変更月日

(3) 電離放射線健康診断結果に基づく電離則第59条に該当する措置の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日

(4) メンタルヘルス対策の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認(問診票の配布等)		
メンタルヘルス相談、面談の実施		

専門医への受診等事後措置の実施		
-----------------	--	--

(5) 熱中症対策の実施状況

措 置 の 内 容	実施内容	実施月日
休憩所の設置		
休憩時間の確保		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

3 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 問題となった協議事項	改 善 状 況	改善月日

(2) 関係請負人の作業計画に対する指導等の実施状況

作業（工事）名	作 業 内 容	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 重要な事項に関し行った指導又は援 助の内容	実施月日

(3) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教 育 名 (関係請負人数)	教 育 内 容	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 重要な事項に関し行った指導又は援 助の内容	実施月日

(4) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(5) 関係請負人が行う熱中症対策の指導等の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
休憩所の設置		
休憩時間の確保		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

(6) 関係請負人が行った健康管理に対する指導等の実施状況

イ 電離放射線健康診断の実施に対する指導等

指導又は援助の内容	関係請負人数（労働者数）	実施月日

ロ 関係請負人所属労働者に対する電離則第59条に該当する措置に関して行った指導等

措置の内容	指導又は援助の内容	関係請負人数（労働者数）	実施月日

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 本様式のほか、安全衛生管理規程、保安規定、その他労働者の安全と健康の確保のために必要な事項を定めた規定等及び業務の概要を示す書面（パンフレットで可）を添付すること。
- 3 上記2の添付書類については、その前回の報告内容から変更がない部分については報告する必要はないものであること。
- 4 本様式の3については、原子力事業者が関係請負人に対して実施した事項のみならず、元請工事業者が関係請負人に対して実施した事項についてもできる限り記載すること。
- 5 3（1）～（3）については、被ばく管理上の問題だけでなく、原発各種工事を安全に実施する上で問題となった事項や重要と考えられる事項についても記載すること。
- 6 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

● 一般健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他），胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（%），血小板数（万/mm³），GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDLコレステロール（mg/dL），HDLコレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），血糖（mg/dL），HbA1c（%），尿糖（+・-・+++・++++），尿蛋白（+・-・+++・++++），尿潜血（+・-・+++・++++），心電図（所見），その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，健診を実施した施設名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日本酒換算），喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日:年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。 (貧血検査) (肝機能検査) (血糖検査) (尿検査) (心電図検査) ・ その他の検査:同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。 (生活習慣)

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（電離健診・臨時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm³），リンパ球（%），単球（%），異型リンパ球（%），好中球棒状核（%），好中球分葉核（%），<u>好中球全体（%）</u>，好酸球（%），好塩基球（%），赤血球数（万/mm³），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（%），その他，水晶体の混濁（有・無），発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無），体重，その他の検査，全身的所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦4桁 <p>(血液検査)</p> <p>(目の検査)</p> <p>(皮膚の検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間（1月又は3月）ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ >政策について>分野別の政策一覧-雇用・労働-労働基準>事業主の方へ>労働基準関係法令の主要様式・手続き-安全衛生関係主要様式>電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>氏名のフリガナ，氏名，生年月日，性別（男・女），個人番号，<u>中央登録番号</u>，緊急作業従事前の被ばく線量，住所，電話番号，緊急作業時の所属事業場の名称，緊急作業時の所属事業場の所在地，電話番号，現在の所属事業場の名称，現在の所属事業場の所在地，電話番号，</p> <p>対象期間（2011年〇月分），外部被ばく実効線量（mSv），眼の水晶体の等価線量（mSv），皮膚の等価線量（mSv），</p> <p>預託線量（mSv），測定日，摂取日，核種，計測値（Bq），核種，計測値（Bq），核種，計測値（Bq），通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急），作業の場所，作業の内容，安定ヨウ素剤の使用状況</p> <p>【改行】</p>	<p>（個人識別情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日：年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事前の被ばく線量：不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 <p>（対象月分累積線量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの累積線量を報告すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。 <p>（内部被ばく測定結果）</p> <p>（作業の場所・作業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の場所、作業の内容：指定緊急作業の場合に記入。 <p>報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。</p> <p>作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業</p>

	<p>場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	--

● 日々の被ばく線量に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始 日時, 測定終了日時, 外部被ばく実 効線量 (mSv) 【改行】 氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始 日時, 測定終了日時, 外部被ばく実 効線量 (mSv) 【改行】 . . .	(個人識別情報) ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 (外部被ばく線量) ・ 緊急作業に従事している場合は1月分の日々の線量を、通常の放射線作 業に従事している場合は3月分の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

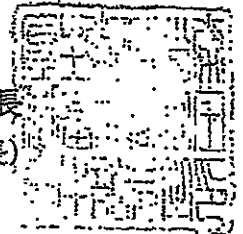
厚生労働省ホームページ >政策について>分野別の政策一覧-雇用・労働-労働基準>事業主の方へ>労働基準関係法令の主要様式・手続き-安全衛生関係主要様式>電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（その他の検査・健康相談等），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，実施年月日，実施した医師名，実施した施設名， 白内障検査方法，眼の所見， 皮膚の所見， 甲状腺刺激ホルモンTSH，遊離トリヨードサイロニン free T3，遊離サイロキシン free T4，TRAb，MCPA，抗TPO抗体，TgAb，甲状腺超音波， 胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン1（ng/mL），ペプシノゲン2（ng/mL），ペプシノゲン1/2比， 便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡， 頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位， HBsAg（定性），HBsAb（定性），HBcAb（定性），HBeAg（定性），HBeAb（定性），HCV Ab（定性），高感度CRP（mg/dL）， 健康相談・保健指導の記事，<u>医師の診断（傷病名）</u></p>	<p>・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日:年は西暦 (白内障) (皮膚) (甲状腺) (上部消化管・胃) (下部消化管・大腸) (CT・MRI等) (その他) (健康相談・保健指導)</p>

株式会社
代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(京電福島第一原発作業員健康対策室長)



東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について

貴社が受注されている東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業における被ばく管理を含む安全衛生管理体制の強化については、平成23年7月22日付け基安発0722第1号（以下「0722通知」という。）により、通知しているところですが、平成23年12月16日に「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ2が完了するとともに、平成23年12月16日付けで「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令（厚生労働省令第147号）」が施行され、被ばく限度を250ミリシーベルトとした特例省令が一部の経過措置対象者を除き廃止されたところです。

ついては、貴社においては、引き続き、下記により発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理対策を強化し、貴社における関係請負人を含めた放射線業務及び各種工事に係る総合的な安全衛生管理対策に万全を期すよう求めます。

なお、本通知の内容について、発電所構内において放射線業務及び各種工事を行う関係請負人にも周知願います。

おって、平成23年6月27日付け基安発0627第1号「東京電力福島第一原子力発電所における元方事業者による関係請負人の管理状況の把握について」（以下、「0627通知」という。）、及び0722通知は、本通知をもって廃止とします。

記

第1 安全衛生管理体制の確立

1 元方事業者たる貴社が実施すべき事項

発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき各事業者が実施義務があるが、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施において、貴社が東京電力から注文を受け、同一の場所で、自ら行う仕事を請負契約のもとに、請負人に請け負わせ

ている状況において、元方事業者たる貴社（以下「元方事業者」という。）は、請負人（元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次すべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の実施する事業者としての措置が的確に行われるよう、関係請負人を指導又は援助するとともに、発電所構内の作業における放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、法令の規定に定める事項を含め、以下の事項を実施すること。

(1) 放射線業務及び各種工事における安全衛生管理が適切に行われるよう、元方事業者の作業を統括管理する者のうちから安全衛生統括者（一定規模の建設業にあつては、統括安全衛生責任者をいう）（廃止前の 0722 通知記の第 1 の 1 の (1)。以下同じ。）を選任し、東京電力が選任している安全衛生統括者及び原発各種工事安全施工管理者と連携を図りつつ、以下の (2) から (5) に掲げる事項を実施させること。

(2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。

ア 元方事業者の安全衛生統括者との連絡

イ 以下の (3) から (5) までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための元方事業者の安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(3) すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等

ア 東京電力が開催する安全衛生協議組織と連携しつつ、すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1 月以内ごとに 1 回、定期に開催すること。

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。

・被ばく管理に関すること

・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること

・個々の請負関係を超えての近接工事実施の際の情報共有及び協力の推進、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等、各種工事における安全確保措置の充実に関すること

・作業計画（労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。）の作成又は改善に関すること

・放射線業務及び各種工事における合図、警報等の統一に関すること

・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること。

イ 関係請負人が行う作業のうち、1 日につき 1 ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画について、あらかじめ内容の確認を行うとともに、第 4 の 1

に基づき、富岡労働基準監督署に放射線作業の報告を行うこと。

ア 関係請負人に自社労働者に対して作業計画の周知を図るよう指導すること

(5) 被ばく状況の把握

以下の2に掲げる事項を実施すること。

2 被ばく管理の一元化

元方事業者は、放射線業務及び各種工事に従事する元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、第1の1の安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること。

- (1) 東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を行うこと。
- (2) 関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、関係請負人の放射線管理担当者を指導すること。
- (3) 東京電力の発行する「作業員証及び入構登録証」を記名者本人以外に使用されることのないよう適切な管理を行うこと。
- (4) 東京電力が開催する安全衛生協議組織に参加し、放射線管理に関する事項を協議すること。
- (5) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

3 安全衛生教育の適切な実施

- (1) 元方事業者は、自社労働者のうち、新たに発電所内の作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、発電所内の作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。

- (2) 元方事業者は、関係請負人が(1)に掲げる教育を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第2 被ばく測定・評価等の適切な実施

元方事業者は、東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人のすべての労働者の被ばく測定状況を確実に把握し、管理する体制を構築し、以下の事項を実施すること。

1 内部被ばく測定・評価の適切な実施

平成23年12月16日付け基発1216号第1号通達の記の3により、電離則第7条の緊急被ばく限度(100 ミリシーベルト)が適用されるとされている作業(発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その線量が1時間につき0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等に

より、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業) (以下「特定高線量作業」という。)に従事するすべての労働者に対して、1月ごとに1回、内部被ばく測定を実施し、その結果を労働者に遅滞なく通知すること。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

(1) 元方事業者は、発電所内の作業に従事する労働者に関して、東京電力と連携し、以下の事項を実施すること。

ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。

イ 外部被ばくの累積線量については、1週間ごとに1回、外部被ばく累積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1月ごとに1回、文書で、労働者本人に通知すること。

(2) 元方事業者は、関係請負人の放射線管理担当者が、自社の労働者に関して、(1)の事項を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第3 その他の留意事項等

1 立入禁止措置等

特定高線量作業に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理するとともに、特定高線量作業者であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。

2 特定高線量作業従事後の被ばく限度等について

(1) 被ばく限度について

平成23年4月28日付け基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について」(以下「0428通知」という。)の記の1の「特にやむを得ない緊急作業」とは、特例省令による250ミリシーベルトの被ばく限度が適用されていた作業であり、ステップ2完了日以降に特定高線量作業に従事した労働者のその後の特定高線量作業以外の放射線業務(以下「通常作業」という。)への従事については、当該特定高線量作業に従事した期間を含む期間における被ばく線量の合算が、1年間につき50mSv、かつ5年間につき100mSvを超えないように管理すること。

(2) 労働者への処遇、配置等への配慮について

250ミリシーベルトの被ばく限度が適用されていた作業及び特定高線量作業で一定線量以上被ばくした労働者については、0428通知及び上記(1)により一定期間の被ばく限度の管理を行うとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日公示)により健康管理を行うことが必要となるが、これら労働者がこれにより不利益な取扱がなされることのないよう、十分配慮するとともに、その処遇、配置等については、本人の意向を十分に尊重し、かつ、その労働にふさわしいものとなるよう、誠意ある対応を図ること。

3 臨時健康診断等

平成 23 年 12 月 16 日付け福島労基発第 2341 号に基づき、定期健康診断及び電離則に基づく健康診断を確実に実施するとともに、作業開始前の労働者の体調確認、持病等を有する者に対する医師又は保健師による保健指導等を行い、労働者の健康確保に万全を期すこと。

第 4 厚生労働省への報告

1 放射線作業の報告

(1) 安全衛生統括者は、発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事のうち、労働者の被ばくする実効線量が 1 日につき 1 ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合には、あらかじめ(突発事態に対する対応等、状況を把握してから 24 時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに)、様式第 1 号により、元方事業者ごとに、建屋又は施設別に区分けして、工事(作業)件名ごとに「東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届」を、富岡労働基準監督署長に提出すること。

また、当該作業終了後にあつては、従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び総実効線量について、速やかに富岡労働基準監督署に報告(任意様式)すること。

(2) 元方事業者は、安全衛生統括者が提出する作業が、特定高線量作業に該当するものと判断するものについて、発注者である東京電力の指示に基づき様式第 1 号の 2 の「特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票」に当該作業に従事する労働者の名簿を添付して届け出るものとする。

2 元方事業者による管理状況報告

元方事業者は、発電所で行う放射線業務及び各種工事のうち、次に示す項目について、平成 24 年 1 月分より、様式第 2 号により毎月、当該月分をとりまとめ、翌月 10 日までに富岡労働基準監督署に報告すること。なお、平成 23 年 12 月分については、廃止前の 0627 通知に基づき、平成 24 年 1 月 10 日までに富岡労働基準監督署へ報告すること。

(1) 当該月中に実施中の放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

(2) 当該月の末日(当該日)に放射線業務及び各種工事に従事した、①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数

3 関係通達の改正

平成 23 年 10 月 14 日付け基安発 1014 第 3 号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」(以下「1014 通知」という。)の別添 2 から別添 5 を添付のとおりに改正する。

東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届

事業の種類	元方事業場の名称	事業場の所在地		
作業の件名				
作業指揮者の職氏名				
関係請負人の名称及び所在地				
作業の場所				
作業の期間 (全体工期)	()	作業者数		
		元方事業場	関係請負人	合計
作業の概要	(作業規模:)			
放射線環境	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置				
汚染防止の措置				
保護衣及び保護具				
放射線測定器			警報計 (警報設定値)	()
熱中症予防措置等				
事故等発生時の避難等の措置				
放射線環境の監視の方法	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染 (Bq/cm ²)			
	空气中濃度 (Bq/cm ³)			
推定実効線量	平均実効線量 (mSv)		備考	
	最高実効線量 (mSv)			
	総実効線量 (人・mSv)			

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

発注者として上記作業届を確認しました。

東京電力担当者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「元方事業場」の欄は、東京電力（株）が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力（株）福島第一原子力発電所）を記載し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記載すること。
元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記載すること。
- 3 「作業指揮者職氏名」の欄は、元方事業場の職員であって実際に作業指揮を行う者の職氏名を記載すること。
- 4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）から発注された名称を記載すること。
- 5 「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、全ての関係請負人を記載すること。
- 6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1ヶ月を超えないこと。発注された工期が1ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記載すること。
- 7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。括弧内に作業規模（一日当たりの作業員数×一日当たりの作業時間×作業日数）を記載すること。また、当該作業が平成23年12月16日付け基発1216第1号通達の記の第3（1）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、別途付票を添付すること。また、東京電力（株）が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記載した書類を添付すること。
- 8 「放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置」については、有効な放射線防護衣の着用、被ばくを低減するための作業工程、作業場所までの移動方法の検討結果、作業時間の設定、モックアップによる訓練の実施予定等を含め、可能な限り具体的に記載すること。
- 9 「汚染防止の措置」については、汚染水、汚染空気、汚染物等の事前の除去、除洗の実施方法等も含め、可能な限り具体的に記載するほか、万一、汚染が発生した場合の対処方法を記載すること。
- 10 「放射線環境」については、原則として、最新の外部放射線による実効線量の測定結果マップ（作業場所の図面と兼ねても可。）を添付すること。
- 11 「汚染防止の措置」の欄は、汚染拡大防止措置、汚染された物の取扱い及び処理の方法等について可能な限り具体的に記入すること。
- 12 「熱中症予防措置等」には、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記載するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離等について記載すること。
- 13 「事故等発生時の避難等の措置」には、事故等が発生した場合の警報の方法、緊急に必要な応急措置、避難経路、被災者の緊急搬送の方法等について記載すること。避難場所及び避難経路を記載した図面を添付すること。
- 14 「放射線環境の監視の方法」の欄は、測定器、測定の方法、測定の頻度等について記入すること。
- 15 「備考」の欄は、その他特記すべき事項、参考となる事項を記入すること。
- 16 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票

作業の名称及び受付番号がある場合は受付番号：

1-1 作業場所（注：作業場所の位置関係がわかる図面を添付すること。線量率の分布図で作業場所を把握できる場合は省略可）

監督署記載欄 原子炉施設
 蒸気タービン施設
 これらの周辺 の区域ある。

1-2 作業場所の線量率： _____ mSv/h （注：作業場所の線量率の分布図を添付すること。）

監督署記載欄： 0.1mSv/h 以上である。

2. 作業の概要

(概要)

	<input type="checkbox"/> 原子炉容器又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能を維持する作業である。	
	設備等の名称	
	設備等の種類	<input type="checkbox"/> 注水による冷却機能を維持するための設備
	上記機能を維持するための設備等の	<input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 保守 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 機器の追加 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能を維持する作業である。	
監督署記載欄	設備の名称	
	設備の種類	<input type="checkbox"/> 汚染水処理機能を維持するための設備 <input type="checkbox"/> 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壤に漏出することと防止するための機能を維持するための設備（海水循環装置、遮水壁、汚染物質保管コンテナ等） <input type="checkbox"/> 水素爆発の防止のための窒素封入機能を維持するための設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
	上記設備の	<input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 保守 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 機器の追加 <input type="checkbox"/> その他 ()

監督署記載欄：上記により、特定高線量作業であるものと

確認する。

確認できない。

元方事業者による関係請負人等の状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの関係請負人等の状況について、次のとおり報告します。

- 平成 年 月中に実施した東京電力福島第一原子力発電所構内における放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

- 平成 年 日^(注)に原発事故収束作業に従事した事業者及び労働者の数

	事業者	労働者
元方事業者	—	()人
関係請負人	()社	()人
1次	()社	()人
2次	()社	()人
3次	()社	()人
4次	()社	()人
5次	()社	()人
6次	()社	()人

(注) 当該月の末日の状況について記入すること。ただし、末日が土日または祝日の場合には、その直前の日（土日または祝日を除く）について報告すること。

● 一般健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他），胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（%），血小板数（万/mm³），GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDLコレステロール（mg/dL），HDLコレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），血糖（mg/dL），HbA1c（%），尿糖（+・-・++・+++），尿蛋白（+・-・++・+++），尿潜血（+・-・++・+++），心電図（所見），その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日本酒換算），喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日:年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。 (貧血検査) (肝機能検査) (血糖検査) (尿検査) (心電図検査) ・ その他の検査:同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。 (生活習慣)

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（電離健診・臨時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm³），リンパ球（%），単球（%），異型リンパ球（%），好中球棒状核（%），好中球分葉核（%），<u>好中球全体（%）</u>，好酸球（%），好塩基球（%），赤血球数（万/mm³），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（%），その他，水晶体の混濁（有・無），発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無），体重，その他の検査，全身の所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日:年は西暦4桁 <p>(血液検査)</p> <p>(目の検査)</p> <p>(皮膚の検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の検査:同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間（1月又は3月）ごとに各項目をコマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働・労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別（男・女）、個人番号、<u>中央登録番号</u>、<u>緊急作業従事前の被ばく線量</u>、住所、電話番号、緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号、現在の所属事業場の名称、現在の所属事業場の所在地、電話番号、</p> <p>対象期間（2011年〇月分）、外部被ばく実効線量（mSv）、眼の水晶体の等価線量（mSv）、皮膚の等価線量（mSv）、</p> <p>預託線量（mSv）、測定日、摂取日、核種、計測値（Bq）、核種、計測値（Bq）、核種、計測値（Bq）、</p> <p>通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急）、作業の場所、作業の内容、安定ヨウ素剤の使用状況</p>	<p>（個人識別情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日：年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事以前の被ばく線量：不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 <p>（対象月分累積線量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの累積線量を報告すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。 <p>（内部被ばく測定結果）</p> <p>（作業の場所・作業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の場所、作業の内容：指定緊急作業の場合に記入。 <p>報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。</p> <p>作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業</p>
<p>【改行】</p>	

	<p>場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	--

● 日々の被ばく線量に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始 日時, 測定終了日時, 外部被ばく実 効線量 (mSv) 【改行】 氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始 日時, 測定終了日時, 外部被ばく実 効線量 (mSv) 【改行】	(個人識別情報) ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 (外部被ばく線量) ・ 緊急作業に従事している場合は1月分の日々の線量を、通常の放射線作 業に従事している場合は3月分の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（その他の検査・健康相談等）， <u>個人番号</u> ， <u>中央登録番号</u> ， <u>氏名のフリガナ</u> ， <u>氏名</u> ， <u>生年月日</u> ， <u>実施年月日</u> ， <u>実施した医師名</u> ， <u>実施した施設名</u> ， 白内障検査方法， <u>眼の所見</u> ， <u>皮膚の所見</u> ， 甲状腺刺激ホルモン TSH，遊離トリヨードサイロニン free T3，遊離サイロキシン free T4，TRAb，MCPA，抗 TPO 抗体，TgAb，甲状腺超音波， 胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン1 (ng/mL)，ペプシノゲン2 (ng/mL)，ペプシノゲン1/2 比， 便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡， 頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位， HBsAg (定性)，HBsAb (定性)，HBcAb (定性)，HBeAg (定性)，HBeAb (定性)，HCV Ab (定性)，高感度 CRP (mg/dL)， <u>健康相談・保健指導の記事</u> ， <u>医師の診断（傷病名）</u>	・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦 (白内障) (皮膚) (甲状腺) (上部消化管・胃) (下部消化管・大腸) (CT・MRI 等) (その他) (健康相談・保健指導)

基安発 1222 第 3 号
平成 23 年 12 月 22 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)
(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について

東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)における緊急作業に係る安全衛生管理対策については、東京電力に対し、平成 23 年 5 月 23 日付け基安発 0523 第 1 号「福島第一原子力発電所における緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」により通知、発電所における工事等を受注している元方事業者に対し、平成 23 年 7 月 22 日付け基安発 0722 第 1 号「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について」により通知しているところであるが、平成 23 年 12 月 16 日に「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ 2 が完了するとともに、平成 23 年 12 月 16 日付けで「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令(厚生労働省令第 147 号)」が施行され、被ばく限度を 250 ミリシーベルトとした特例省令が一部の経過措置対象者を除き廃止されたことにかんがみ、別添 1 及び別添 2 のとおり、東京電力及び元方事業者に対し、発電所における安全衛生管理対策等の徹底について通知したので了知するとともに、同発電所及び同元方事業者を適切に指導されたい。

基安発 1222 第 1 号
平成 23 年 12 月 22 日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について

東京電力福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)における緊急作業に係る安全衛生管理対策については、平成 23 年 5 月 23 日付け基安発 0523 第 1 号「福島第一原子力発電所における緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(以下「0523 通知」という。)により通知しているところですが、平成 23 年 12 月 16 日に「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ 2 が完了するとともに、平成 23 年 12 月 16 日付けで「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令(厚生労働省令第 147 号)」が施行され、被ばく限度を 250 ミリシーベルトとした特例省令が一部の経過措置対象者を除き廃止されたところ
です。

については、貴社においては、引き続き、下記により発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理対策を強化し、貴社における関係請負人を含めた放射線業務及び各種工事に係る総合的な安全衛生管理対策に万全を期すよう求めます。

なお、本通知の内容について、発電所構内において放射線業務及び各種工事を行う事業者にも周知願います。

おって、0523 通知、平成 23 年 6 月 27 日付け基安発 0627 第 2 号「東京電力福島第一原子力発電所における関係請負人の管理状況の把握について」(以下「0627 通知」という。)、及び平成 23 年 11 月 24 日付け基安発 1124 第 1 号「東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に向けた各種工事における労働災害防止対策の徹底について」は、本通知をもって廃止します。

記

第1 趣旨

労働者の安全と健康を確保するため、計画－実施－評価－改善のサイクルによる安全衛生管理に基づく安全管理、被ばく管理、健康管理等を徹底することが必要である。また、適切な安全衛生管理体制の確立のためには、東京電力のみならず、東京電力から直接工事等を請け負う事業者による安全衛生管理も必要不可欠であるほか、被ばく管理等の実施については、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施主体である東京電力福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）、発電所施設の管理を実施している発電所、東京電力本店（以下「本店」という。）がそれぞれの役割を果たす必要がある。このため、東京電力の第一義的な責任のもとに、本店、安定化センター、発電所及び元方事業者の実施事項を明確にした安全衛生管理体制を構築する必要がある。

第2 対象

本通知は、発電所構内において実施する放射線業務及び各種工事を対象とする。

第3 安全衛生管理体制の確立

1 東京電力として実施すべき事項

発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき各事業者を実施義務があるが、放射線業務及び各種工事の実施において、東京電力が自ら行う作業について、数次の請負契約のもとに複数の事業者の労働者が同一の場所の作業場所で作業を行う場合、安定化センターの長、発電所の長（以下「発電所長」という。）は、関係請負人が事業者として実施する措置が的確に行われるよう同人を指導又は援助するとともに、放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、以下の事項を実施すること。

(1) 発電所における安全衛生統括者の選任等

発電所長は、発電所構内における放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、本店発電所責任者、安定化センターの長と協議のうえ、安全衛生統括者を選任し、同人に以下の(3)から(6)に掲げる事項を実施させること。

(2) 工事安全施工管理者の選任

発電所長は、原発各種工事の安全を担当する工事安全施工管理者を選任し、その者に安全衛生統括者を補佐し、以下の(3)から(5)に掲げる事項のうち技術的事項を管理させること。また、発電所における各種工事の担当者を統括させ、特に危険な作業の実施の場合には、工事担当者による工事監理の際等に、工事監理及び被ばく管理に加え、現場における安全確保措置についても必要な指導を実施させること。

なお、工事監理には、放射線管理部門、災害復旧担当部門だけでなく安全衛生管理部門の担当者を積極的に関与させること。

(3) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。

ア 安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(4)から(6)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合におけるすべての関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(4) 放射線業務及び各種工事を行うすべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等

ア すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催し、安全衛生統括者、工事安全施行管理者及び関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者を参加させること。

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。

・本店、安定化センター、発電所と関係請負人間の調整に関すること

・外部放射線量及び空気中の放射性物質の濃度に係る作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業上の注意事項に関すること

・個々の請負関係を超えての近接工事实施の際の情報共有及び協力の推進、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等、各種工事における安全確保措置の充実に関すること

・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関すること

・作業計画(労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関することを含む。)の作成又は改善に関すること

・放射線業務及び各種工事中における合図、警報等の統一に関すること

・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(5) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう適切な資料・情報を提供するほか、必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること。

イ 関係請負人が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画については、あらかじめ内容の確認を行うこと。

ウ イの確認に当たっては、安定化センター又は発電所の放射線管理部門が被ばく管理方法について重点的に確認を行い、必要な場合には作業計画の改善等について指導又は援助を行うこと。

エ 関係請負人が関係労働者に作業計画の周知を図るよう指導すること。

(6) 被ばく状況の把握

第4の2の事項を実施すること。

2 元方事業者が実施する事項

放射線業務及び各種工事において、東京電力が発注業務及び設計管理のみを行う場合、本店、安定化センター又は発電所から直接仕事を請け負った事業者は元方事業者として、1の(3)から(5)を実施することとなるが、この場合においても、本店発電所責任者、安定化センターの長、発電所長は、放射線業務及び各種工事の特殊性にかんがみ、1の(2)、(4)及び(6)については、元方事業者と緊密な連携の上、安全衛生統括者に実施させること。

第4 被ばく管理及び安全衛生教育の強化

1 被ばく情報管理の一元化

発電所構内において放射線業務及び各種工事に従事する労働者全員について、労働者基本情報及び被ばく線量情報を管理するためには、情報を一元的に管理することが必要である。このため、関連情報を一元的に管理する組織(以下「一元管理組織」という。)を特定することにより、情報の統合を確実に行うこと。

2 放射線業務及び各種工事従事者の発電所構内への入退所管理機能の強化

発電所に立ち入るすべての労働者をもれなく把握するため、入退所を管理する場所を設置し、発電所構内に立ち入るすべての労働者の入退所を確実に実施すること。

(1) 労働者の基本情報の入手

発電所で放射線業務及び各種工事を行うすべての事業者から、所属する労働者の基本情報(項目は、別添の1参照)の提出を求め、それを保存すること。

(2) 新規入場者教育の実施

発電所において初めて放射線業務及び各種工事に従事するすべての労働者に対して、放射線による有害性、保護具等の性能及び取扱方法、作業手順、事故時等における応急措置及び待避に関すること、その他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を労働者の基本情報に追記すること。

(3) 入構証等の発行及び入退所管理

新規入場者教育を修了した者に対して、ID番号及び写真の付された入構証等を発行し、ゲートの入場時刻、退場時刻をID番号に対応させて記録すること。

なお、入構証等は、社員証等、個人が特定できる番号等及び写真が付された既存の証明書等で代替しても差し支えないが、入構証等を発行できる者は、東京電力の当該作業の責任者及び元方事業者のみとすること。

(4) 一元管理組織への情報の伝達

(1)から(3)の情報を一元管理組織に速やかに伝達すること。

3 確実な被ばく線量情報の記録

(1) 発電所構内への入退所管理者は、放射線業務及び各種工事に従事する労働者の個人

線量計の外部データ(項目は、別添の2参照)を、1日ごとにID番号に対応させて記録し、情報を一元管理組織に伝達すること。

(2) 発電所敷地内への入退所管理者は、(1)の記録を、1日ごとに労働者に書面で通知すること。

(3) 平成23年12月16日付け基発1216号第1号通達の記の3により、電離則第7条の緊急被ばく限度(100ミリシーベルト)が適用されるとされている作業(発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業)(以下「特定高線量作業」という。)に従事する者が、1月ごとに1回、内部被ばくを測定できるよう測定期限が迫っている者に対し通知することが可能な管理を行うとともに、測定結果を速やかに一元管理組織に伝達すること。

4 一元管理組織による情報の統合及び通知

(1) 労働者基本情報、被ばく情報の統合

一元管理組織は、労働者基本情報、被ばく情報をID番号別に対応させて統合し、累積線量を積算すること。

(2) 事業者及び労働者への通知

一元管理組織は、統合された、すべての放射線業務及び各種工事に従事する労働者の被ばく線量の累計を、外部被ばく線量については1週間ごとに1回、外部被ばく及び内部被ばくを合算したものについては1月ごとに1回、放射線業務及び各種工事を行う事業者に対して文書で通知するとともに、伝達を受けた事業者は、累積線量を速やかに所属労働者に文書で通知するとともに、保存すること。

第5 その他の留意事項等

1 特定高線量作業中の立入禁止措置等

特定高線量作業に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理するとともに、特定高線量作業中であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。

2 特定高線量作業従事後の被ばく限度等について

(1) 被ばく限度について

平成23年4月28日付け基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について」(以下「0428」通知という。)の記の1の「特にやむを得ない緊急作業」とは、特例省令による250ミリシーベルトの被ばく

限度が適用されていた作業であり、ステップ2完了日以降に特定高線量作業に従事した労働者のその後の特定高線量作業以外の放射線業務(以下「通常作業」という。)への従事については、当該特定高線量作業に従事した期間を含む期間における被ばく線量の合算が、1年間につき50mSv、かつ5年間につき100mSvを超えないように管理すること。

(2) 労働者への処遇、配置等への配慮について

250 ミリシーベルトの被ばく限度が適用されていた作業及び特定高線量作業で一定線量以上被ばくした労働者については、0428 通知及び上記(1)により一定期間被ばく限度の管理を行うとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日公示)により健康管理を行うことが必要となるが、これら労働者がこれにより不利益な取扱がなされることのないよう、十分配慮するとともに、その処遇、配置等については、本人の意向を十分に尊重し、かつ、その労働にふさわしいものとなるよう、誠意ある対応を図ること。

3 臨時健康診断等

平成23年12月16日付け福島労基発第2340号及び2341号に基づき、臨時の健康診断等を確実に実施するとともに、作業開始前の労働者の体調確認、持病等を有する者に対する医師又は保健師による保健指導等を行い、労働者の健康確保に万全を期すこと。

第6 厚生労働省への報告

1 事故等の報告

本店発電所責任者、安定化センターの長、発電所長は、放射線業務及び各種工事において労働災害等(医療施設において治療が必要なもの等の健康異常を含む。)が発生したとき、火災又は爆発の事故、放射性物質若しくは放射性物質に汚染されたものの漏出又は異常被ばくが発生したとき、発電所構内に空間線量率が非常に高い場所を新たに発見したときなどは速やかにその旨を富岡労働基準監督署に報告(様式任意)すること。

2 安全衛生統括者の選任の報告

安全衛生統括者を選任した場合、発電所長は、その旨を富岡労働基準監督署に報告(様式任意)すること。また、変更した場合も同様に報告すること。

3 放射線作業の報告

(1) 安全衛生統括者は、発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事のうち、労働者の被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合には、あらかじめ(突発事態に対する対応等、状況を把握してから24時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに)、様式第1号により、元方事業者ごとに、建屋又は施設別に区分けして、工事(作業)件名ごとに「東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届」を、富岡労働基準監督署長に提出すること。

また、当該作業終了後にあっては、従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び

総実効線量について、速やかに富岡労働基準監督署に報告(任意様式)すること。

(2) 元方事業者は、安全衛生統括者が提出する作業が、特定高線量作業に該当するものと判断するものについて様式第1号の2の「特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票」に当該作業に従事する労働者の名簿を添付して届け出るものとする。

(3) 上記第4の2の入退所を管理する場所を移設しようとする場合には、あらかじめ、移設の時期、移設する場所、移設する設備の内容、配置について、富岡労働基準監督署に報告すること。

4 労働者の被ばく線量の報告

(1) 本店の管理者は、発電所構内で放射線業務又は特定高線量作業に従事したすべての労働者の被ばく線量の累計を、毎月末日に、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に報告すること。なお、報告の際は、特定高線量作業従事者とそれ以外の者について、区分して報告すること。

(2) 本店の管理者は、廃止省令の附則第2条に規定される経過措置適用者について、(1)の報告に併せて、毎月末にその被ばく状況を報告すること。

5 元方事業者による管理状況報告

東京電力が、発電所で行う放射線業務及び各種工事のうち、自ら行う仕事の一部を請け負わせた場合、次に示す項目について、平成 24 年1月分より、様式第2号により毎月、当該月分をとりまとめ、当該月中に放射線業務及び各種工事を実施した、すべての関係請負人が記載された請負体系図(任意様式)を添付の上、翌月 10 日までに富岡労働基準監督署に報告すること。なお、平成 23 年 12 月分については、廃止前の 0627 通知に基づき、平成 24 年 1 月 10 日までに富岡労働基準監督署へ報告すること。

(1) 当該月中に実施中の放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

(2) 当該月の末日(当該日)に放射線業務及び各種工事に従事した、①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数

6 安全衛生管理状況の報告

発電所長は、第3、第4の措置の実施状況について、平成 24 年1月から3月分より、様式第3号により四半期ごとに1回、富岡労働基準監督署に提出すること。なお、平成 23 年 12 月分については、廃止前の 0523 通達に基づき富岡労働基準監督署へ提出すること。

7 関係通達の改正

平成 23 年 10 月 14 日付け基安発 1014 第 3 号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」(以下「1014 通知」という。)の別添2から別添5を添付のとおり改正する。

1 労働者基本情報

ID番号、所属事業場名、氏名、職種、生年月日、住所、電話番号、雇入年月日、直近の健診受診日（特殊、一般）、新規入場者教育実施日時

2 被ばく線量管理記録

(1) Jヴィレッジで線量管理を行っている労働者

ID番号、氏名、作業場所/作業概要、線量計番号、入所日時（発電所に向けて、Jヴィレッジのゲートを通じた日時）、退所日時（発電所から帰着し、Jヴィレッジのゲートを通じた日時）、線量計使用開始日時、線量計使用終了日時、使用終了時指示値 (mSv)

(2) 発電所で線量管理を行っている労働者

(1)の項目に加え、Jヴィレッジから発電所までの移動中の被ばく線量 (mSv)

(※) 線量管理場所がJヴィレッジから移設した場合は、Jヴィレッジを当該変更場所に読み替えること

東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届

事業の種類	元方事業場の名称	事業場の所在地	
作業の件名			
作業指揮者の 職氏名			
関係請負人の 名称及び所在地			
作業の場所			
作業の期間 (全体工期)	()	作業者数	
		元方事業場	関係請負人
		合計	
作業の概要	(作業規模:)		
放射線環境	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)		
	表面汚染 (Bq/cm ²)		
	空气中濃度 (Bq/cm ³)		
放射線遮へい、 遠隔操作等の 被ばく防止の措置			
汚染防止の措置			
保護衣及び 保護具			
放射線測定器		警報計 (警報設定値)	()
熱中症予防措置等			
事故等発生時の 避難等の措置			
放射線環境の 監視の方法	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)		
	表面汚染 (Bq/cm ²)		
	空气中濃度 (Bq/cm ³)		
推定実効線量	平均実効線量 (mSv)		備考
	最高実効線量 (mSv)		
	総実効線量 (人・mSv)		

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

発注者として上記作業届を確認しました。

東京電力担当者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「元方事業場」の欄は、東京電力（株）が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：東京電力㈱福島第一原子力発電所）を記載し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記載すること。
元方事業場が東京電力以外の場合、東京電力（株）の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記載すること。
- 3 「作業指揮者職氏名」の欄は、元方事業場の職員であって実際に作業指揮を行う者の職氏名を記載すること。
- 4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が東京電力以外の場合は、東京電力㈱から発注された名称を記載すること。
- 5 「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、全ての関係請負人を記載すること。
- 6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1ヶ月を超えないこと。発注された工期が1ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記載すること。
- 7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。括弧内に作業規模（一日当たりの作業者数×一日当たりの作業時間×作業日数）を記載すること。また、当該作業が平成23年12月16日付け基発1216第1号通達の記の第3（1）で定める作業（特定高線量作業）に該当する場合には、別途付票を添付すること。また、東京電力（株）が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記載した書類を添付すること。
- 8 「放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置」については、有効な放射線防護衣の着用、被ばくを低減するための作業工程、作業場所までの移動方法の検討結果、作業時間の設定、モックアップによる訓練の実施予定等を含め、可能な限り具体的に記載すること。
- 9 「汚染防止の措置」については、汚染水、汚染空気、汚染物等の事前の除去、除洗の実施方法等も含め、可能な限り具体手的に記載するほか、万一、汚染が発生した場合の対処方法を記載すること。
- 10 「放射線環境」については、原則として、最新の外部放射線による実効線量の測定結果マップ（作業場所の図面と兼ねても可。）を添付すること。
- 11 「汚染防止の措置」の欄は、汚染拡大防止措置、汚染された物の取扱い及び処理の方法等について可能な限り具体的に記入すること。
- 12 「熱中症予防措置等」には、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記載するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離等について記載すること。
- 13 「事故等発生時の避難等の措置」には、事故等が発生した場合の警報の方法、緊急に必要なある応急措置、避難経路、被災者の緊急搬送の方法等について記載すること。避難場所及び避難経路を記載した図面を添付すること。
- 14 「放射線環境の監視の方法」の欄は、測定器、測定の方法、測定の頻度等について記入すること。
- 15 「備考」の欄は、その他特記すべき事項、参考となる事項を記入すること。
- 16 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票

作業の名称及び受付番号がある場合は受付番号：

1-1 作業場所（注：作業場所の位置関係がわかる図面を添付すること。線量率の分布図で作業場所を把握できる場合は省略可）

監督署記載欄

原子炉施設
 蒸気タービン施設
 これらの周辺

の区域ある。

1-2 作業場所の線量率：_____ mSv/h （注：作業場所の線量率の分布図を添付すること。）

監督署記載欄： 0.1mSv/h 以上である。

2. 作業の概要

(概要)

監督署記載欄

原子炉容器又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能を維持する作業である。

設備等の名称：

設備等の種類 注水による冷却機能を維持するための設備

上記機能を維持するための設備等の

運転 保守
 修理 取替
 機器の追加
 その他（ ）

の作業である。

放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能を維持する作業である。

設備の名称：

設備の種類 汚染水処理機能を維持するための設備
 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壤に漏出することと防止するための機能を維持するための設備（海水循環装置、遮水壁、汚染物質保管コンテナ等）
 水素爆発の防止のための窒素封入機能を維持するための設備
 その他（ ）

上記設備の

運転 保守
 修理 取替
 機器の追加
 その他（ ）

の作業である。

監督署記載欄：上記により、特定高線量作業であるものと

確認する。

確認できない。

元方事業者による関係請負人等の状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの関係請負人等の状況について、次のとおり報告します。

- 1 平成 年 月中に実施した東京電力福島第一原子力発電所構内における放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

- 2 平成 年 日^(注)に原発事故収束作業に従事した事業者及び労働者の数

	事業者	労働者
元方事業者	—	()人
関係請負人	()社	()人
1次	()社	()人
2次	()社	()人
3次	()社	()人
4次	()社	()人
5次	()社	()人
6次	()社	()人

(注) 当該月の末日の状況について記入すること。ただし、末日が土日または祝日の場合には、その直前の日(土日または祝日を除く)について報告すること。

東京電力福島第一原子力発電所構内における安全衛生管理状況報告

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(第 四半期)の
安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 安全衛生管理体制

- (1) 安全衛生統括者の職氏名：
 (2) 工事安全施工管理者の職氏名：
 (3) 元方事業者の安全衛生管理を行う者の職氏名：
 (4) 安全衛生管理体制

福島第一原子力発電所	組織名	人数		
放射線管理担当		専任	人	併任 人
工事安全施工管理担当		専任	人	併任 人
安全衛生委員会担当		専任	人	併任 人
安全衛生教育担当		専任	人	併任 人
作業計画審査担当		専任	人	併任 人
熱中症対策担当		専任	人	併任 人
安全衛生協議会担当		専任	人	併任 人

(5) 健康管理体制

福島第一原子力発電所	医師	看護師等
医師・看護師等の人数	人 (内 精神科医 人)	人

医師・看護師等の勤務時間		
--------------	--	--

Jヴィレッジ	医師	看護師等
医師・看護師等の人数	人 (内 精神科医 人)	人
医師・看護師等の勤務時間		

2 東京電力が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改善状況	改善月日

(2) 作業計画又は作業の作成状況

作業計画のうち被ばく管理上重要な部分を変更したものの又はその作業（工事）名	変更内容	変更月日

(3) 電離放射線健康診断結果に基づく電離則第59条に該当する措置の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日

(4) メンタルヘルス対策の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		

専門医への受診等事後措置の実施		
-----------------	--	--

(5) 熱中症対策の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
休憩所の設置		
休憩時間の確保		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

3 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 問題となった協議事項	改善状況	改善月日

(2) 関係請負人の作業計画に対する指導等の実施状況

作業(工事)名	作業内容	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 重要な事項に関し行った指導又は援助の内容	実施月日

(3) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教育名 (関係請負人数)	教育内容	被ばく管理も含めた安全衛生管理上 重要な事項に関し行った指導又は援助の内容	実施月日

(4) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）		
メンタルヘルス相談、面談の実施		
専門医への受診等事後措置の実施		

(5) 関係請負人が行う熱中症対策の指導等の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
休憩所の設置		
休憩時間の確保		
保冷剤付き作業服等の配布等		
熱中症に関する労働衛生教育		

(6) 関係請負人が行った健康管理に対する指導等の実施状況

イ 電離放射線健康診断の実施に対する指導等

指導又は援助の内容	関係請負人数（労働者数）	実施月日

ロ 関係請負人所属労働者に対する電離則第59条に該当する措置に関して行った指導等

措置の内容	指導又は援助の内容	関係請負人数（労働者数）	実施月日

備考

- 1 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 2 本様式のほか、安全衛生管理規程、保安規定、その他労働者の安全と健康の確保のために必要な事項を定めた規定等及び業務の概要を示す書面（パンフレットで可）を添付すること。
- 3 上記2の添付書類については、その前回の報告内容から変更がない部分については報告する必要はないものであること。
- 4 本様式の3については、原子力事業者が関係請負人に対して実施した事項のみならず、元請工事業者が関係請負人に対して実施した事項についてもできる限り記載すること。
- 5 3（1）～（3）については、被ばく管理上の問題だけでなく、原発各種工事を安全に実施する上で問題となった事項や重要と考えられる事項についても記載すること。
- 6 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

● 一般健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他），胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（%），血小板数（万/mm³），GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDLコレステロール（mg/dL），HDLコレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），血糖（mg/dL），HbA1c（%），尿糖（+・-・+++・++++），尿蛋白（+・-・+++・++++），尿潜血（+・-・+++・++++），心電図（所見），その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日本酒換算），喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。 (貧血検査) (肝機能検査) (血糖検査) (尿検査) (心電図検査) ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。 (生活習慣)

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>健診の種類（電離健診・臨時健診），個人番号，中央登録番号，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm³），リンパ球（%），単球（%），異型リンパ球（%），好中球棒状核（%），好中球分葉核（%），好中球全体（%），好酸球（%），好塩基球（%），赤血球数（万/mm³），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（%），その他，水晶体の混濁（有・無），発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無），体重，その他の検査，全身的所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，健診を実施した施設名，医師の意見，意見を述べた医師の氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日: 年は西暦4桁 <p>(血液検査)</p> <p>(目の検査)</p> <p>(皮膚の検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の検査: 同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間（1月又は3月）ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ >政策について>分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準>事業主の方へ>労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式>電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>氏名のフリガナ，氏名，生年月日，性別（男・女），個人番号，<u>中央登録番号</u>，緊急作業従事前の被ばく線量，住所，電話番号，緊急作業時の所属事業場の名称，緊急作業時の所属事業場の所在地，電話番号，現在の所属事業場の名称，現在の所属事業場の所在地，電話番号，</p> <p>対象期間（2011年〇月分），外部被ばく実効線量（mSv），眼の水晶体の等価線量（mSv），皮膚の等価線量（mSv），</p> <p>預託線量（mSv），測定日，摂取日，核種，計測値（Bq），核種，計測値（Bq），核種，計測値（Bq），通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急），作業の場所，作業の内容，安定ヨウ素剤の使用状況</p> <p>【改行】</p>	<p>（個人識別情報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日：年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事前の被ばく線量：不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 <p>（対象月分累積線量）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの累積線量を報告すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。 <p>（内部被ばく測定結果）</p> <p>（作業の場所・作業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の場所、作業の内容：指定緊急作業の場合に記入。 <p>報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元力事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。</p> <p>作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業</p>

	<p>場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	--

● 日々の被ばく線量に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ >政策について>分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準>事業主の方へ>労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式>電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
<p>氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始日時, 測定終了日時, 外部被ばく実効線量 (mSv)</p> <p>【改行】</p> <p>氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始日時, 測定終了日時, 外部被ばく実効線量 (mSv)</p> <p>【改行】</p> <p>・ ・ ・</p>	<p>(個人識別情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号:東電が発行した作業員証の番号 <p>(外部被ばく線量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急作業に従事している場合は1月分の日々の線量を、通常の放射線作業に従事している場合は3月分の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 - 雇用・労働 - 労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き - 安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（その他の検査・健康相談等），個人番号， <u>中央登録番号</u> ，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，実施年月日， <u>実施した医師名</u> ， <u>実施した施設名</u> ， 白内障検査方法，眼の所見， 皮膚の所見， 甲状腺刺激ホルモン TSH，遊離トリヨードサイロニン free T3，遊離サイロキシン free T4，TRAb，MCPA，抗 TPO 抗体，TgAb，甲状腺超音波， 胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン 1 (ng/mL)，ペプシノゲン 2 (ng/mL)，ペプシノゲン 1/2 比， 便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡， 頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位， HBsAg (定性)，HBsAb (定性)，HBcAb (定性)，HBeAg (定性)，HBeAb (定性)，HCV Ab (定性)，高感度 CRP (mg/dL)， 健康相談・保健指導の記事， <u>医師の診断（傷病名）</u>	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦 （白内障） （皮膚） （甲状腺） （上部消化管・胃） （下部消化管・大腸） （CT・MRI 等） （その他） （健康相談・保健指導）

基安発 1222 第2号
平成 23 年 12 月 22 日

別記の元方事業者
代表者 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(東電福島第一原発作業員健康対策室長)

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策等の徹底について

貴社が受注されている東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）での緊急作業における被ばく管理を含む安全衛生管理体制の強化については、平成 23 年 7 月 22 日付け基安発 0722 第 1 号（以下「0722 通知」という。）により、通知しているところですが、平成 23 年 12 月 16 日に「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ 2 が完了するとともに、平成 23 年 12 月 16 日付けで「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令（厚生労働省令第 147 号）」が施行され、被ばく限度を 250 ミリシーベルトとした特例省令が一部の経過措置対象者を除き廃止されたところです。

については、貴社においては、引き続き、下記により発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理対策を強化し、貴社における関係請負人を含めた放射線業務及び各種工事に係る総合的な安全衛生管理対策に万全を期すよう求めます。

なお、本通知の内容について、発電所構内において放射線業務及び各種工事を行う関係請負人にも周知願います。

おって、平成 23 年 6 月 27 日付け基安発 0627 第 1 号「東京電力福島第一原子力発電所における元方事業者による関係請負人の管理状況の把握について」（以下、「0627 通知」という。）、及び 0722 通知は、本通知をもって廃止とします。

記

第 1 安全衛生管理体制の確立

1 元方事業者たる貴社が実施すべき事項

発電所構内における放射線業務及び各種工事に係る安全衛生管理については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき各事業者に実施義務があるが、発電所構内における放射線業務及び各種工事の実施において、貴社が東京電力から注文を受け、同一の場所で、自ら行う仕事を請負契約のもとに、請負人に請け負わせ

ている状況において、元方事業者たる貴社（以下「元方事業者」という。）は、請負人（元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次すべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の実施する事業者としての措置が的確に行われるよう、関係請負人を指導又は援助するとともに、発電所構内の作業における放射線業務及び各種工事全体の安全衛生管理が適切に行われるよう、法令の規定に定める事項を含め、以下の事項を実施すること。

(1) 放射線業務及び各種工事における安全衛生管理が適切に行われるよう、元方事業者の作業を統括管理する者のうちから安全衛生統括者（一定規模の建設業にあっては、統括安全衛生責任者をいう）（廃止前の 0722 通知記の第 1 の 1 の(1)。以下同じ。）を選任し、東京電力が選任している安全衛生統括者及び原発各種工事安全施工管理者と連携を図りつつ、以下の(2)から(5)に掲げる事項を実施させること。

(2) 関係請負人における安全衛生管理の職務を行う者の選任等

関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、次に掲げる事項を行わせること。

ア 元方事業者の安全衛生統括者との連絡

イ 以下の(3)から(5)までに掲げる事項のうち、当該関係請負人に係るものが円滑に行われるようにするための元方事業者の安全衛生統括者との調整

ウ 当該関係請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における関係請負人に対する作業間の連絡及び調整

(3) すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織の開催等

ア 東京電力が開催する安全衛生協議組織と連携しつつ、すべての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を設置し、1月以内ごとに1回、定期に開催すること。

イ 安全衛生協議組織において協議すべき事項は、次のとおりとすること。

・被ばく管理に関すること

・新規入場者教育等、放射線業務に関する事項を含む安全衛生教育の実施に関する
こと

・個々の請負関係を超えての近接工事実施の際の情報共有及び協力の推進、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等、各種工事における安全確保措置の充実
に関すること

・作業計画（労働者の被ばく管理及び労働者の受ける線量の低減化の方策に関する
ことを含む。）の作成又は改善に関すること

・放射線業務及び各種工事における合図、警報等の統一に関すること

・事故が発生した場合の避難、その他の措置に関すること

(4) 作業計画の作成等に対する指導又は援助

ア 関係請負人が作成する作業計画について、その内容が適切なものとなるよう必要に応じて関係請負人を指導し、又は援助すること。

イ 関係請負人が行う作業のうち、1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれがあるものに係る作業計画について、あらかじめ内容の確認を行うとともに、第4の1

に基づき、富岡労働基準監督署に放射線作業の報告を行うこと。

ア 関係請負人に自社労働者に対して作業計画の周知を図るよう指導すること

(5) 被ばく状況の把握

以下の2に掲げる事項を実施すること。

2 被ばく管理の一元化

元方事業者は、放射線業務及び各種工事に従事する元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を適切に実施するため、放射線管理責任者を選任し、第1の1の安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を含む、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること。

- (1) 東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人の労働者の被ばく管理を行うこと。
- (2) 関係請負人の労働者の被ばく管理が適切に行われるよう、関係請負人の放射線管理担当者を指導すること。
- (3) 東京電力の発行する「作業員証及び入構登録証」を記名者本人以外に使用されることのないよう適切な管理を行うこと。
- (4) 東京電力が開催する安全衛生協議組織に参加し、放射線管理に関する事項を協議すること。
- (5) その他放射線管理のために必要な事項を実施すること。

3 安全衛生教育の適切な実施

- (1) 元方事業者は、自社労働者のうち、新たに発電所内の作業に従事する者に対して、放射線による有害性に関すること、保護具等の性能及び取扱方法に関すること、作業手順に関すること、作業開始時の点検に関すること、発電所内の作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること、整理、整頓及び清潔の保持に関すること、事故時等における応急措置及び待避に関することその他作業内容に応じて必要な事項を内容とする新規入場者教育を実施し、実施記録を保存すること。

また、労災補償制度の概要についても、周知を図ること。

- (2) 元方事業者は、関係請負人が(1)に掲げる教育を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第2 被ばく測定・評価等の適切な実施

元方事業者は、東京電力と連携し、元方事業者及び関係請負人のすべての労働者の被ばく測定状況を確実に把握し、管理する体制を構築し、以下の事項を実施すること。

1 内部被ばく測定・評価の適切な実施

平成23年12月16日付け基発1216号第1号通達の記の3により、電離則第7条の緊急被ばく限度(100 ミリシーベルト)が適用されるとされている作業(発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、損壊等に

より、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業) (以下「特定高線量作業」という。)に従事するすべての労働者に対して、1月ごとに1回、内部被ばく測定を実施し、その結果を労働者に遅滞なく通知すること。

2 被ばく線量等の通知等の適切な実施

(1) 元方事業者は、発電所内の作業に従事する労働者に関して、東京電力と連携し、以下の事項を実施すること。

ア 日々の被ばく線量について、文書により、労働者本人に通知すること。

イ 外部被ばくの累積線量については、1週間ごとに1回、外部被ばく累積線量及び内部被ばく線量を合算したものについては1月ごとに1回、文書で、労働者本人に通知すること。

(2) 元方事業者は、関係請負人の放射線管理担当者が、自社の労働者に関して、(1)の事項を実施できるよう、必要な指導又は援助を行うこと。

第3 その他の留意事項等

1 立入禁止措置等

特定高線量作業に従事する労働者と、それ以外の作業に従事する労働者の被ばく線量は区分して管理するとともに、特定高線量作業者であることを外見上識別できる措置を講じた上で、特定高線量作業を実施中にその区域内に関係のない労働者が立ち入らないよう、作業指揮者が監視する等の措置を実施すること。

2 特定高線量作業従事後の被ばく限度等について

(1) 被ばく限度について

平成23年4月28日付け基発0428第1号「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について」(以下「0428」通知という。)の記の1の「特にやむを得ない緊急作業」とは、特例省令による250ミリシーベルトの被ばく限度が適用されていた作業であり、ステップ2完了日以降に特定高線量作業に従事した労働者のその後の特定高線量作業以外の放射線業務(以下「通常作業」という。)への従事については、当該特定高線量作業に従事した期間を含む期間における被ばく線量の合算が、1年間につき50mSv、かつ5年間につき100mSvを超えないように管理すること。

(2) 労働者への処遇、配置等への配慮について

250ミリシーベルトの被ばく限度が適用されていた作業及び特定高線量作業で一定線量以上被ばくした労働者については、0428通知及び上記(1)により一定期間の被ばく限度の管理を行うとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日公示)により健康管理を行うことが必要となるが、これら労働者がこれにより不利益な取扱がなされることのないよう、十分配慮するとともに、その処遇、配置等については、本人の意向を十分に尊重し、かつ、その労働にふさわしいものとなるよう、誠意ある対応を図ること。

3 臨時健康診断等

平成23年12月16日付け福島労基発第2341号に基づき、定期健康診断及び電離則に基づく健康診断を確実に実施するとともに、作業開始前の労働者の体調確認、持病等を有する者に対する医師又は保健師による保健指導等を行い、労働者の健康確保に万全を期すこと。

第4 厚生労働省への報告

1 放射線作業の報告

(1) 安全衛生統括者は、発電所構内で行われる放射線業務及び各種工事のうち、労働者の被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行う場合には、あらかじめ(突発事態に対する対応等、状況を把握してから24時間以内に対応する必要がある作業については、作業終了後に速やかに)、様式第1号により、元方事業者ごとに、建屋又は施設別に区分けして、工事(作業)件名ごとに「東京電力福島第一原子力発電所における放射線作業届」を、富岡労働基準監督署長に提出すること。

また、当該作業終了後には、従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び総実効線量について、速やかに富岡労働基準監督署に報告(任意様式)すること。

(2) 元方事業者は、安全衛生統括者が提出する作業が、特定高線量作業に該当するものと判断するものについて、発注者である東京電力の指示に基づき様式第1号の2の「特定高線量作業として届け出る場合の作業届付票」に当該作業に従事する労働者の名簿を添付して届け出るものとする。

2 元方事業者による管理状況報告

元方事業者は、発電所で行う放射線業務及び各種工事のうち、次に示す項目について、平成24年1月分より、様式第2号により毎月、当該月分をとりまとめ、翌月10日までに富岡労働基準監督署に報告すること。なお、平成23年12月分については、廃止前の0627通知に基づき、平成24年1月10日までに富岡労働基準監督署へ報告すること。

(1) 当該月中に実施中の放射線業務及び各種工事の内容及びその工期

(2) 当該月の末日(当該日)に放射線業務及び各種工事に従事した、①元方事業者の労働者の数、②関係請負人及びその労働者の数

3 関係通達の改正

平成23年10月14日付け基安発1014第3号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」(以下「1014通知」という。)の別添2から別添5を添付のとおりに改正する。

(※)様式1、1の2、2及び別添2から5は(略)

別記

